

クリーンセンターだより

発行号：第2号

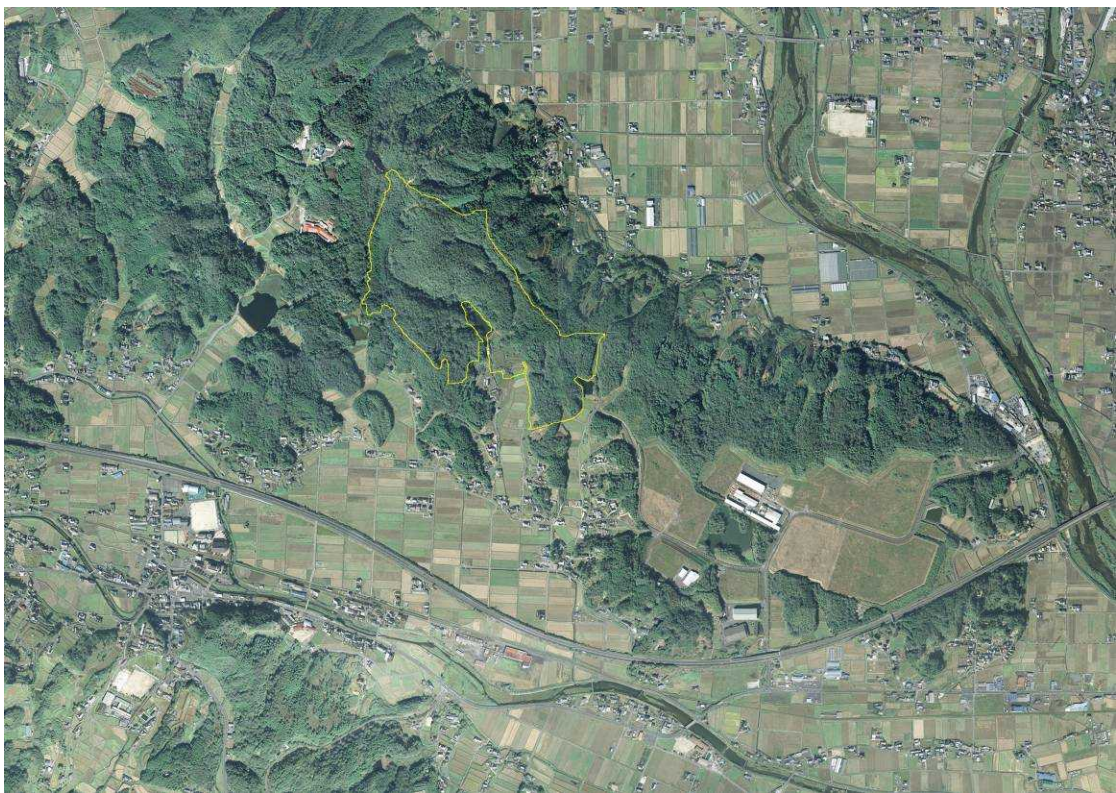
発行日：平成20年6月10日

発行：津山市クリーンセンター
建設事務所

電話：32-7017

5月23日に開催された領家ゴミ処理対策委員会において クリーンセンターの配置が承認されました。

(空から見た建設予定地)



今後、環境影響評価（環境アセスメント）の実施計画書の縦覧を行います。

「クリーンセンターだより 第1号」でもお話ししましたが、環境アセスメントの実施計画書とは、環境アセスメントを行うための「調査や予測方法」を選定したもので、岡山県条例に基づき作成されます。

実施計画書は、2週間「縦覧（書類の正確を期すため、広く一般に見せること）」を行い、知事や住民の皆さんの環境保全の見地からの意見を取り入れながら、アセスメントの項目を策定していきます。



< 環境影響評価の実施計画書の縦覧について >

クリーンセンターの設置にあたり、実施計画書を縦覧に供します。この計画書には、事業者の名称等や事業の種類及び規模だけでなく、測定項目及び選定理由、測定方法等について作成しており、環境アセスメントは、この実施計画書に基づき行われることとなります。

広報6月号の配布にあわせて、「縦覧についてのお知らせ」を配布しておりますが、縦覧は次のとおり実施されます。

なお、現地調査の結果は、準備書として取りまとめを行ない概要版を配布する予定です。

1. 実施計画書の縦覧の場所、期間及び時間

1) 縦覧場所

津山市 クリーンセンター建設事務所（久米支所3階）

美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、美咲町の環境担当課
詳しくは、同時に配布しました「(仮称)津山・英田圏域クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価実施計画書の縦覧について」もしくは津山市のホームページをご覧ください。

2) 縦覧期間及び時間

平成20年6月19日(木)～同年7月2日(水)

午前8時30分～午後5時まで

(土曜日、日曜日も縦覧していただけます。)

2. 意見書について

実施計画書について、環境保全の見地から意見を書面により事業者又は知事に提出することが出来ます。

1) 必要な事項

意見書を提出しようとする者の住所、氏名

意見書の提出の対象である実施計画書の名称

実施計画書についての環境の保全の見地からの意見

2) 提出先

事業者：津山市クリーンセンター建設事務所（久米支所3階）

知事：岡山県生活環境部環境政策課（岡山市内山下2-4-6）

3) 提出方法 持参もしくは郵送

4) 提出期限

平成20年7月9日(水)まで(郵送の場合は同日消印有効)

< 調査概要 >

1. 大気環境

施設稼動に伴う影響や道路沿道の大気質の影響、また、その他の大気環境の影響(環境騒音・振動、悪臭、低周波空気振動)の影響について計画をしています。

2. 水環境の影響範囲

水質及び水底の底質、地下水の影響について

3. 土壌環境及びその他の環境の影響範囲

土壌、地形及び地質、地盤、電波障害、日照障害及び夜間照明の影響について

4. 動物、植物及び生態系への影響範囲

5. 景観及び人と自然との触れ合い活動の場の影響範囲

6. 文化財・天然記念物

7. 廃棄物及び温室効果ガス等

